

令和5年度
世羅中学校生徒指導規程



自主 友愛 創造

() 年 () 組 () 番

氏名 ()

第1章

【はじめに】

現在、わが国における児童生徒の問題行動は、いじめ、不登校、暴力行為など多岐にわたり、依然として深刻な状況が見られます。また、近年高度情報化や都市化の進展など児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化するとともに、携帯電話、インターネットなどの情報通信機器の技術革新などによる課題も増加しています。このような状況の中で、児童生徒の健全育成と問題行動の予防に向け、より一層の生徒指導の充実・強化が求められています。

本来、生徒指導とは、一人一人の生徒の個性の伸張を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらには将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導力の育成を目指すものです。

世羅中学校においては、「自主・友愛・創造」の校訓のもと、「自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成」を学校教育目標として掲げ、生徒の「知・徳・体」の調和のとれた発達の促進、地域から信頼される学校づくりをめざして取組を展開しています。

上記目標を実現するためには、「安全で安心して力を伸ばし発揮できる」教育環境づくりが不可欠であり、そのなかで危機管理、生徒指導は重要な役割を担うものです。

世羅中学校でもこれまで、「学校のきまり」を定めて指導等を行っていましたが、内容の曖昧さや指導の不統一さなどから、解釈や指導を巡って生徒・保護者とのズレが生じたり、生徒の安全確保上、修正加筆が必要な内容も生じたりすることもありました。

そこで本校では、学校のきまりや指導基準、緊急時の対応を「世羅中学校生徒指導規程」にまとめ、生徒・保護者に周知徹底するとともに、方針に則った指導を通して生徒の健全育成、安全確保を図り、安全で安心して力を十分に発揮できる学校づくりを目指して取組を進めます。この「世羅中学校生徒指導規程」を通して、学校・家庭・地域が生徒の健全育成に向け、一丸となった取組の一助になれば幸いです。

【基本方針】

学校教育目標『自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成』
育成を目指す資質・能力「主体性」「協働性」「創造性」の実現に向け、
「安全で安心した学校生活を保障し、生徒一人一人が持てる力を最大限に発揮できる学校」の
風土づくりを目指す。

第2章

〔学校生活に関すること〕

1 日課・時程について

- ① 朝は余裕をもって登校し、8：25には読書を始めるようにする。(始業は8：25)
 ※ 8：25のチャイムが鳴り始めた時点で、着席していない場合は遅刻となる。
 ※ 欠席、または遅刻する場合は、8：25までに学校へ電話連絡し、遅刻して登校した場合は、職員室に登校したことを報告してから教室へ入る。
- ② 朝会のある月曜は8：15に教室前に整列して移動する。朝会の始まりを8：20とする。
- ③ 下校時刻は次のとおりとする。
- ・朝練習 7：30～8：00 (顧問が指導を行う場合に限る)
 - ・3月から郡中駅伝 ～17：20 (17：30)
 - ・郡中駅伝から10月末、2月 ～17：10 (17：20)
 - ・11月から1月末 ～16：50 (17：00) () 内は完全下校時刻
- ※ 下校とは、片付け・着替え等を済ませ、校門の外に出た状態をいう。
 (ただし、迎えやバスの時間待ちをする場合は、会議室で学習活動をする。)

週 日 課 時 程 表									
時程	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日				
8：10	職 員 朝 会		(職朝なし)	職 員 朝 会					
8：20									
8：25	(10分間読書)	(10分間読書)	生徒朝会	(10分間読書)	(10分間読書)				
8：40	朝の会	朝の会		朝の会	朝の会				
8：45	1 校 時								
9：35									
9：45	2 校 時								
10：35									
10：45	3 校 時								
11：35									
11：45	4 校 時								
12：35									
	給食準備・給 食								
13：10	休 憩								
13：25									
13：30	5 校 時								
14：20									
14：30	6 校 時	14：30～14：40		6 校 時					
15：20		帰りの会							
		※14：50完全下校							
15：25	掃 除			掃 除					
15：35									
	帰りの会			帰りの会					
15：45									
15：55									
	部活動時間								
	○ 3月から郡中駅伝					～17：20 (17：30)			
	○ 郡中駅伝後から10月末・2月					～17：10 (17：20)			
	○ 11月から1月末		～16：50 (17：00) () 内は完全下校時刻						

2 定期試験について

年間5回の定期試験を行う。(1学期：中間・期末、2学期：中間・期末、3学期：学年末)

- 試験範囲・時間割は、試験2週間前に発表する。
- 試験1週間前から試験最終日の朝までの部活動を停止とする。(ただし、校長の承認を得た場合は認める。)
- 質問・気分が悪い・床に物が落ちた場合、静かに挙手をして監督の先生に知らせる。
- テスト前に机の中に物が入っていないこと、ポケットの中には、ハンカチ・ティッシュ以外の物が入っていないことを確認する。テスト中は、物の貸し借り・私語などカンニングと思われる言動はしない。

※ 不正行為があった場合、その教科の点が0点となります。

3 生徒会活動について

- 生徒会活動については、生徒会規約で定める。
- 部活動は、希望制の入部とする。

(試験1週間前から試験最終日の朝までの部活動を停止とする。ただし、校長の承認を得た場合は認める。)

部 活 動		
運 動 部		文 化 部
軟式野球部	陸上競技部	吹奏楽部
卓球部 (男子, 女子)	サッカー部	文化技術部
バスケットボール部 (男子)	バレーボール部 (女子)	
ソフトテニス部 (女子)		

4 身なりについて

① 服装等に関する規定

制 服	《冬服》 ・ブレザー…指定店のもの ・白のポロシャツ…規定のもの ・ズボンまたはスカート…指定店のもの (紺系のチェック) 《夏服》 ・白のポロシャツ…規定のもの (クールビズ期間中は第一ボタンを外してもよい) ・ズボンまたはスカート…指定店のもの (紺系のチェック) 《ベルト》 ・ズボン着用ときは、ベルトを使うこと ・黒・紺・茶の無地 (ラインや色模様、金属の装飾、つく棒が複数のものや、穴に金属の飾りがあるものは不可)
	※ 夏のズボン、スカートは指定店のもの。冬服で通年過ごしてもよい。 ※ ポロシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れる。 ※ ポロシャツやブレザーの袖を折り曲げてはいけない。体温調整は、長袖か半袖かを使い分けることで行うこと。 ※ ポロシャツ、半袖体操シャツの下は、柄物・色物の肌着等の着用を禁止する。 ※ ブレザー下の衣類は紺色のVネックのベスト、セーターにかぎり許可する。セーター等の袖は手首まで、着丈は裾からはみ出ないようにする。(トレーナー、パーカー、フード付きは不可) ※ 衣替えの移行期間は設けない。体調に応じて着こなす。(ただし、儀式等を必要があるときは指示する) ※ 女子のスカートの長さはひざ裏半分の線がスカートで隠れる長さとする。 ※ ズボンの腰ばきは禁止する。
名 札	装着式の名札をブレザー又はポロシャツの左胸につける。
靴 下	白の無地で、かかとで半分に折り曲げて、つま先より下腿部が同じか長くなるもの。(ワンポイント、くるぶしソックスは不可。) ストッキングは肌色のみ可。ただし部活動の時はこの限りでなく、華美でないものとする。 ※ 靴下が短い場合は、職員室で貸出用の靴下を借り、後日洗濯をしてから返却する。
上 靴	学校指定店のシューズ (靴底は白のゴム製。色は学年によって異なる。3年間を通じ同色。青・黄・緑)
靴	白の運動靴 (靴ひもも白、文字の色が入っていないもの) メーカーは問わない。 ※スニーカーは不可

体操服等	学校指定店の体操服（冬用体操服上下、半袖体操服、クォーターパンツ） ※ 男女とも同種同色、胸に学校名の文字が入る。 ※ 半袖体操服の裾は、クォーターパンツの中に入れる。 ※ クォーターパンツ・長ズボンの腰ばきは禁止する。 学校指定店の体育館シューズ…黄・緑・青（学年毎に指定する） ※ 必ず記名し、シューズ袋に入れること。 ※ 体育館以外での使用は原則禁止。
------	---

- 授業、部活動などで着替える必要がある場合を除いては、制服で学校生活を送る。
- ブレーザーを脱いで活動は認めるが、名札を縫いつけたポロシャツを着用すること。
（したがって、セーターやベスト姿での活動は原則認められない。）
- 下校後に学校に来る場合、休日の部活動での登校時、試合に参加する場合の服装は、制服を着用すること。ただし休日の部活動や大会参加の際は、学校の体操服、部で統一された服装での登下校を認める。

② 頭髪等に関する規定

		男 子	女 子
髪 型	前部	自然なままで、眉にかからない長さ。 目にかかったらピンでとめるか横に分ける。頬の横に垂らさない。	
	側部	耳にかからない長さ もみ上げは耳の半分より短くする。	授業の妨げにならないようにする。 肩にかかる場合は、両耳を結んだ線より下でくる。 (頭頂部や極端な位置でのくくりは禁止) 部活動の際、活動のためにくくることは認める。
	後部	えりにかからない	
整髪		整髪料（ムースなど）は使用しない。染髪しない・パーマをかけない・カールをしない。ピンまたはゴムは、紺か黒の飾りのないもの。（リボンを使わない）縮毛矯正のためおこなうストレートパーマは、保護者から申請により、協議の上、許可する。	
眉毛・爪		眉毛は自然な形で、剃ったり、短くしたりしない。爪も短く切る。	

6 所持品について

学習・部活動に必要なものは持ってこない。持ち物には名前を書くこと。

通学カバン	学校指定のカバンとする。 ※ アクセサリーを付けない。
サブバッグ	学校指定のバッグとする。 ※ アクセサリーを付けない。 ※ 試合や休日の部活動以外は、サブバッグのみでの登校は禁止。
眼鏡	華美でないもの。黒・紺・茶など落ち着いた色で単色とする。
防寒具	高価でないもの。マフラー・手袋・ネックウォーマー・防寒着は黒・紺・茶など落ち着いた色で、華美でないものとする。また、部活動で定められた防寒着については認める。 ※ 防寒具の着脱は、教室で行ってもよいが、手袋とマフラー、ネックウォーマーは校舎では、はずすこと。
座布団	黒・紺・茶など落ち着いた色で、華美でないもの。キャラクターものや華美なものは禁止。
貴重品	持参する必要がある場合は、登校したらすぐに先生に預ける。 アクセサリ類の着用は禁止する。
携帯電話等	携帯電話を学校に持って来た場合は担任が預かり、本人・保護者来校の上指導を行い、保護者に直接返却し、管理の徹底をお願いする。
飲料	水筒に入れてお茶を持参する。ただし、毎年度、学校が指示した日から体育大会終了まではスポーツドリンクの持参を許可する。（ただし、気温等を考慮し、延長する場合もある。）また、同期間においてはペットボトルをカバーまたはタオルに包んで持参することも許可する。
制汗グッズ	無臭タイプの汗拭きシート及び消臭スプレーの使用のみを許可する。

※ メモ帳や付箋は、勉強に使用する場合のみ持って来てもよい。（手紙でのやり取り等には、使わないこと。）

7 通学について

- 防犯ブザーを携帯するなど、登下校中の身の安全に気をつけること。
- 放課後バスの時間待ちや迎えを待つ場合は、原則会議室で学習活動を行う。
- 登下校時には安全確保のため、反射材・蛍光材を着用する。(特に秋季・冬季は必ず着用すること。)

① 徒歩通学

- 学校近くの生徒は、徒歩で通学するのが望ましい。

② 自転車通学

- 希望の場合は、届け出ること。ステッカー(無料)を交付する。(再交付は100円)
※ 通学用の自転車は、防犯登録が義務付けられており、自転車店あるいは世羅警察署で手続きを行う。
- 安全のために指定のヘルメットを必ず着用する。
- 車種…実用車・スポーツ車(改造ハンドルは不可)
- 電動アシスト付自転車の使用も可とする。ただし、使用する場合には事前に中学校に連携してください。
- 付属品…安全を考えて、最小限にとどめること。
ベル、前照灯、後部反射板、荷台、荷ひもを必ずつける。
※ 通学カバンは背負い、サブバッグ等の荷物は、固定具で荷台に固定する。
- 世羅中学校敷地内では、自転車は押して歩く。
- 東門を出ても、町道との交差点までは自転車に乗らず、押して歩く。
- 交通ルールや交通マナーを守って、自分や他人の命を守って通学する。
- 車待ちをする場合は、プール跡地で待機すること。
旧バス停やプール跡地の反対側の歩道側にはたまらない。

送迎用の駐車場(旧プール跡地)で！



③ バス(せらまちタクシー)での通学

- バス停やバスの中でのマナーに注意する。周囲の迷惑にならないようにすること。
- 回数券がなくなる前(残り5枚)に事務室へ届け出ること。回数券は本人のみ使用できると定められており、回数券に渡してはいけない。
- 利用する生徒は、登校したら、その日の帰りの乗車の有無を、事務室前のファイルに必ず記入すること。
- 万が一、回数券がないまま乗車した場合は、運転士に回数券がないことをきちんと伝えること。
- バス通学の生徒も停留所まで自転車を利用する場合は、入学後届出を行い、ヘルメットを着用する。
※ その際利用する自転車については、自転車通学と同じ扱いとする。

8 物品破損について

- 物品の破損については、原則、破損した生徒が弁償する。

9 その他

- ① 登下校時や、休日、長期休業中の部活動の行き帰り途中での買い食い等は禁止する。
- ② 遊戯施設(カラオケ・映画館など)・飲食店・繁華街へ行く場合は保護者同伴とする。
- ③ 長期休業中の生活のきまりについては、別途定め配布する。
- ④ 給食のハシは自分のハシを使用すること。ワリハシは使用しない。
- ⑤ 友人間の宿泊・夜間外出は禁止する。

第3章【学校のきまりに関する指導】

(1) 指導の基本

- 学校のきまりに違反した生徒は、保護者に連絡を取るとともに本人への改善指導を行う。改善が見られない場合は、特別指導を行う。
- 問題行動を起こした生徒に対しては、特別指導を行う。特別指導とは、保護者・本人来校の上での指導、別室指導、家庭反省指導等を言う。

(2) 学校のきまりの違反に対する指導

① 欠席・遅刻・早退

学校に連絡をしないで欠席・遅刻・早退をした場合は、保護者に連絡を取り本人に改善指導を行う。

② 頭髪・服装等の指導

- 頭髪・服装違反をしている生徒は、その都度保護者に連絡を取り、連携をとりながら指導をし、校則規定に直したことを確認し教室に復帰させる。
- 社会情勢に応じたクールビズに伴う服装移行期間（始めの前後2週間、終わりの前後2週間）および、毎週1回服装点検を行い、違反している生徒に対しては1週間以内に改善するよう指導を行い、点検を行う。

指導内容

・茶髪などの染髪 ・パーマ ・ストレートパーマ ・カール ・化粧 ・ピアス ・マニキュア ・短いスカート ・スカートの折り曲げ ・まゆげそり ・男子のズボンの腰ばき ・ベルト不着用 ・シャツ出し ・ポロシャツのボタン外し ・整髪料を使用 ・ソックス ・エクステ装着 ・奇抜なヘアースタイル（ツープロック、サイドの不自然なカリアゲなど）
--

③ 所持品

- 学習や部活動に必要な物を学校に持ってきた場合は、担任が預かり、保護者に直接返還する。
- 生徒は生徒指導部より指導を受けた後、反省文を作成し、担任→生徒指導主事→管理職の順に確認してもらう。
- 携帯電話を学校に持って来た場合は担任が預かり、本人・保護者来校の上指導を行い、保護者に直接返却し、管理の徹底をお願いする。

④ 通学

- 通学マナーの悪い生徒は、保護者に連絡を取り、本人に改善指導を行う。
- 自転車通学者の場合、前述の「7 通学について ②自転車通学」の規定に違反した生徒は、
1回目 注意+保護者連絡
2回目以降 注意+保護者連絡+3日間自転車通学禁止
(禁止回数は生徒指導主事が集約する。なお、違反回数の蓄積は学期ごとにリセットする。)
また、交通マナーの悪い生徒も、自転車通学禁止とする。

⑤ 物品破損

- 物品を破損した生徒は指導を受けた後、物品破損届けに状況や反省文を作成し、担任→生徒指導主事→管理職の順に確認してもらう。
- 物品破損届けの用紙は教頭が管理する。

⑥ その他

- その他、学校のきまりに違反した生徒は、保護者に連絡を取り、本人に改善指導を行う。
- 保健室の利用は、原則1日1時間とし、静養しても回復しない場合は、保護者に連絡し早退する。

(3) 特別指導

- 問題行動を起こした生徒に対しては、特別指導を行う。

問題行動とは

・いじめ ・暴力行為 ・金銭強要 ・窃盗万引き ・授業妨害 ・物品破壊 ・喫煙（同席 所有を含む） ・飲酒（同席 所有を含む） ・暴言 ・指導無視など
--